

6. 6. 5  
2561

- 一 臨時休業中ハ日給金支給支信ノコト
- 二 公休日ノ日給金類支給支信ノコト
- 三 賃銀ハ期定日ニ支給セラルコト
- 四 最低賃銀ヲ制定セラルコト
- 五 退職手当ヲ制定セラルコト
- 六 年二回定期昇給ヲ確実ニナスコト
- 七 定休日ヲ有シ、才三、日曜トナスコト
- 八 清夏早償ヲ値下セセヌコト
- 九 不食品ノ原料負担ヲ撤廃セラルコト
- 一〇 常備日給ヲ二割値上げセラルコト
- 一一 労働組合加入ノ自由ヲ認メラルコト
- 一二 本問題ニ対シ地対ニ犠牲者ヲ出サラルコト

五月二十日

東亜化学工業株式会社従業員一同  
全国労働組合同盟関東会同労働組合 後援部

労社第二一四三第

昭和六年六月一日 警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏殿  
社會局長 官殿  
各廳府縣長官殿 (八廳府以)

東亜化学工業株式會社労働會議ニ關スル件 (第二報)  
既報標記労働争議前報後ノ状況互ノ通

記

六 事業主側

前報後事業主ハ争議不参加職工十八名(女工七名)ニテ作業ヲ継続シ一方重役間ニ於テ対策協議ノ結果五月二十五日午前中社長出勤シ全負就業セシムル準備ノ爲メ出資者ヲ招聘シ資